

「戦没者追悼平和祈念館」（仮称）に関する要請書

私たち日本バプテスト連盟は、日本のアジア侵略を悔い改め、憲法の平和主義と信教の自由・政教分離原則を重視するキリスト者として、厚生省が建設を計画している「戦没者追悼平和祈念館」（仮称）について次の三点を要請します。

- 一、厚生省の原案を白紙撤回し、歴史学者、教育関係者などの批判を充分に受けとめ、原案を作り直し、それを公表してアジアの人々をも含めて更に広く意見を聴取すること。
- 二、右の作業が終わるまでは着工せず、関連予算の執行を停止すること。
- 三、日本遺族会への業務委託を行なわないこと。

理由

一、「戦没者」「追悼」「祈念」などの名称について

我が国の場合「戦没者」とは、一般的に天皇あるいは国家の命令に基づき戦場において戦死もしくは戦病死した人々などのみを意味し、日本帝国主義下、思想良心の自由に基づき獄死した人々を排除していることは勿論のこと、日本の残虐な植民地支配と侵略戦争によるアジアの犠牲者を無視している現状に強く反対します。

「追悼」という言葉は「死者の生前をしのび、その死を悲しむこと」を意味しますが、戦没者に対しては単に「しのび、悲しむ」という過去への思いだけであってはならず、未来への不戦の決意が必要と考えます。

「追悼」の対象も当然の如く日本人に限定され、アジアの人々を除外し、「アジア諸国への謝罪を目的としていません」（政府委員説明）という基本姿勢に私たちは強く反対します。

「祈念」という言葉についても「神仏に願いごとを祈って、その達成を念じること」という意味ですが、宗教的な言葉であり、政府が公費を用いて建てる公共の建物に宗教的な名称をつけることは政教分離原則に違反します。

根本的な問題として、死者に対する「追悼」や「祈念」は遺族や友人などの内面の事柄であって、国家が立ち入ってはならない領域であります。

従って、「戦没者」「追悼」「祈念」という発想と言葉を放棄すべきです。

二、日本遺族会への業務委託について

「祈念館」は日本遺族会の要望であった戦没者遺児を始めとする戦没者遺族に対する精神的遺籍という目的のための「戦没者遺児祈念館」の構想から出発したものであり、厚生省はその管理運営を日本遺族会に委託しようとしています。

日本遺族会は「英霊の顕彰」という標語を掲げ、A級戦犯等を合祀している靖国神社の国営化を主張し、総理大臣等の靖国神社公式参拝を求め続けている団体であり、また「大東亜戦争は自衛戦争であった」としてアジア諸国への侵略性を否定し、細川首相のアジアへの謝罪発言に抗議をしましたが、これは「政府の行為によって戦争の惨禍を起こした」ことへの深い反省に基づく日本国憲法の立場と全く相違しています。

国務大臣などの靖国神社公式参拝は違憲であることが一九九一年仙台高裁において明らかにされています。私たちは、厚生省がそのような憲法違反の立場に立つ団体と結びつくことを認めることができません。

三、「平和館」の性格について

国立の「平和館」「戦争資料館」は、その国の戦争と平和に対する基本的な態度を世界に示し、後世に伝えるという重大な意味と役割をもっています。

厚生省は、「祈念館」構想に対する市民などの批判を受けて、アジアにおける戦争の被害をも或る程度展示することにしたと伝えられています。しかし、それは単なる取り繕いに過ぎず、アジア諸国に対する戦争責任・戦後責任の視点が全く欠如していると言わざるを得ません。

世界で最初に戦争の放棄と戦力の不保持を宣言した憲法をもつ日本は、国の内外を問わず「戦争の惨禍」の実態を「平和館」の展示スペース全域を使って示し、過去の植民地支配と侵略戦争の実態を我が国の責任において明らかにし、厳しい反省と加害者責任の自覚と不戦の決意を世界に向かって明らかにし、我が国の歴史教育の現場において植民地支配・侵略戦争という「負の遺産」を次の世代に伝えていくことを緊急かつ重要な課題であると私たちは考えます。私たちはキリスト者として「隣人の痛み」を共に感じ続けることのできる「平和館」を求めます。

一九九四年十一月十八日

日本バプテスト連盟第四五回定期総会

内閣総理大臣 村山富市 殿
厚生大臣 井出正一 殿